

東京瓦斯株式会社定款

東京瓦斯株式会社定款

(平成29年10月1日改正)

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は東京瓦斯株式会社と称し、英文ではTOKYO GAS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 ガス事業
- 2 熱供給事業
- 3 電気供給事業
- 4 天然ガスの採取および売買
- 5 液化天然ガス・液化石油ガス・液化酸素・液化窒素等高压ガスの製造、輸送および販売
- 6 コークス・タール製品・石油製品・医薬品およびベンゼン・トルエン・キシレン等有機化学工業製品の加工および販売
- 7 ガス機器および厨房設備機器・空調設備機器・浴槽・洗面化粧台等住宅設備機器の製作および販売
- 8 土木・建築・電気・管工事および機械器具設置工事に関する設計、監理および施工
- 9 不動産の賃貸借、売買、仲介および管理ならびに倉庫業
- 10 環境保全のための大気汚染防止装置・水質汚濁防止装置・廃棄物処理装置の設計、製作および販売ならびに土壌の再生処理に関する事業
- 11 情報処理・提供サービス業および通信サービスの提供ならびにコンピュータおよびその周辺機器・通信機器のハードウェア・ソフトウェアの製作および販売
- 12 警備防災業務および防犯・防災システム機器の販売
- 13 総合リース業および金融業
- 14 ホテル・飲食店・スポーツ施設・貸ホール・ショールームの経営、各種セミナーおよびスポーツ・料理等に関する文化教室・催物の開催および運営ならびに旅行業
- 15 日用品雑貨・食料品の販売および花卉・観葉植物の栽培、販売、ガーデニング等の園芸サービス業
- 16 損害保険代理業、生命保険募集業務、集金代行業務、掃除・住宅営繕等の家事手伝の受託業務、クレジットカード業、広告業、出版業および労働者派遣業
- 17 船舶貸渡業および海上運送業
- 18 前各号に関する調査、研究およびコンサルティング業
- 19 前各号に付帯関連する事業

(本店)

第3条 当社は本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役および監査役会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によって公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 発行可能株式総数は、13億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 3 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増)

第10条 株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当社が売渡すこと（「買増し」という。）を請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、公告する。
- ③ 株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式および新株予約権の取扱)

第12条 株式および新株予約権に関する取り扱いおよびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則等による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(基準日)

第14条 定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長が招集し、その議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(通知)

第16条 株主総会においては、あらかじめ株主に通知した事項のほか他議にわたってはならない。

- ② 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使等)

第18条 株主は、議決権を行使することができる他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、株主総会ごとに委任状で代理権を証明しなければならない。

- ② 会社法第313条第2項に定める議決権の不統一行使の通知方法は、書面または電磁的方法によって行うこととする。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 取締役は、15名以内とする。

- ② 取締役に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。

(選任)

第20条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって会長1名、社長1名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、その議長となる。

- ② 会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。
- ③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ④ 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- ② 社外取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結することができる。

(相談役または顧問)

第27条 取締役会の決議により相談役または顧問をおくことができる。

(取締役会規則)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第29条 監査役は、5名以内とする。

- ② 監査役に欠員を生じた場合において、法定の員数を欠かない限り、その補充を延期することができる。

(選任)

第30条 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期および補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により、会社法第425条第1項の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

② 社外監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の定める額を限度とする契約を締結することができる。

(監査役会規則)

第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、その支払いの義務を免れる。

(転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使の時期)

第41条 転換社債の転換および新株予約権付社債の権利行使により発行された株式に対する最初の剰余金の配当は、転換および権利行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換および権利行使があったものとみなして支払う。